

公共施設あり方検討特別委員会会議録

開閉日時 平成 28 年 9 月 23 日（金）午前 10 時 00 分～午前 11 時 07 分
会 場 高浜市議事堂

1. 出席者

1 番 杉浦 康憲、 2 番 神谷 利盛、 3 番 柳沢 英希、
5 番 長谷川広昌、 6 番 黒川 美克、 7 番 柴田 耕一、
8 番 幸前 信雄、 9 番 杉浦 辰夫、 11 番 神谷 直子、
12 番 内藤とし子、 13 番 北川 広人、 14 番 鈴木 勝彦、
15 番 小嶋 克文、 16 番 小野田由紀子
オブザーバー （議長）杉浦 敏和、（副議長）浅岡 保夫

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

報道機関 1 名、市民 1 名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
総務部長、行政 G L、財務 G L、行政 G 兼財務 G 主幹、行政 G 主幹、
こども未来部長、こども育成 G L、文化スポーツ G L、
学校経営 G L、学校経営 G 主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

6. 付議事項

1 審査事項

(1) 議案第 58 号 平成 28 年度高浜市一般会計補正予算 (第 3 回)

2 報告及び連絡事項

3 協議事項

4 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第 19 条第 1 項の規定により、傍聴を許可しましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより公共施設あり方検討特別委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 去る 9 月 9 日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、補正予算 1 件であります。

当委員会の議事は、お手元に配付されております付議事項のとおり、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより付議事項の順に従い、会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦康憲委員を指名します。

《議 題》

1 審査事項

委員長 当局から説明を加えることがあれば、お願いします。

説（総務部） 特にございませぬ。

委員長 これより質疑にはいりますが、円滑な委員会運営のため、総括質疑との重複をできるだけ避けていただきますようお願いいたします。

① 議案第 58 号 平成 28 年度高浜市一般会計補正予算（第 3 回）

委員長 質疑を行います。

問（12） 65 ページの市役所本庁舎整備事業、庁用器具費が 311 万 5 千円計上されておりますが、この中身について、内容についてお示してください。

答（行政 中川主幹） それでは、庁用器具費の 311 万 5 千円の内容について、御説明をさせていただきます。新庁舎につきましては、現在の庁舎よりもコンパクトになることから、フロアを最大限に有効活用する観点から、壁際に設置する保管庫を、たちの高いものとするための予算計上となります。そして、その内訳といたしましては、A 4 サイズの書類が 6 段収納できる保管庫を執務室内の壁面に 92 個購入するもので、高さが 2 倍になるものの、収納量が 3 倍になり、新たに 324 ファイルメーター、書類に換算いたしまして 324 万枚の保管スペースを確保するためのものとなります。

問（12） それはわかるんですが、たちが 2 倍になるといって、取り出すのにどのようにされていく予定なのか、お示してください。

答（行政 中川主幹） 保管庫のたちが 2 倍近くになりますが、現状、今、市役所のほうでよく使っておるのが、90 センチメートルぐらいで、その 2 倍とい

うことで180センチメートル弱ぐらいの高さになりますので、普通に手が届く高さと考えております。

問（12） 180センチメートルで、手が届くといわれますが、高いところの奥といいますか、なかなかこう、はっきり見えないというか、そういう点ではちょっと心配をするんですが、その面では大丈夫なんですか。

答（行政 中川主幹） ただいま、本庁のほうにおきましては、ハイブリッド活動という活動を行っております、その際に全ての背表紙につきまして、簿冊につきまして背表紙をつける、保管年限を定めるという形で進めておりますので、どの簿冊にどういったものが入っておるかという部分は、わかるような形で進めております。

問（12） 壁際にそういうものがつくというお話ですが、それだけの予算なのでしょうか。ほかに、できるだけ今現在使っているものを使うような予定というのは、ないのでしょうか。

答（行政 中川主幹） 現在使っています保管庫につきましては、当然3R、リユース、リデュース、リサイクルによるという形で、まずは、ほかのところで使えるような形で確認をさせていただいて、それでもなければリサイクルという形にはいたしますが、基本的には全て、庁舎とか施設において利用させていただくような形で進めてまいります。

委員長 ほかに。

問（5） 同じく、補正予算書の65ページでお願いします。歳出の2款1項11目の、事業5の市役所本庁舎整備事業、庁用器具費の関係でございますが、この9月補正にその収納庫を購入するというので、当初の計画はどうだったのか教えてください。

答（行政 中川主幹） 現在までにですね、整理活動を行っております、第1ステップのほうでは不要なものは徹底的に廃棄すると、第2ステップにつきましては、紙文書の電子化・PDF化による廃棄、そして、第3ステップというところで保存年限による廃棄を行い、新庁舎で保管可能な文書量に近づけるような形で活動を進めてまいりました。

しかしながら、活動を進めていく中で、市役所でありますので権利関係を証

明する書類であったり、保存、法定保存年限が設定されている書類などが、実際に今残っておるものの4割弱ほど占めております。その、目標に到達できない部分につきまして、たちの高い保管庫で補うこととさせていただきたいというところと、整理活動で整理された書類をいつでも、誰でもすぐに取り出せるような形で、手元で保管できるような形で、今回、壁際のほうに保管庫を新たに購入する予算のほうを計上させていただきました。

問（5） 目標が達成しなかったという反省点と、あとはその、もともと最初から予測できることが、できていなかったということだと思っておりますけれども、計画では、平成29年3月に文書の電子化の完了を終わって、現在、計画では、何年何月までに紙文書を廃棄し、電子化が完了するのか、今の現状を教えてください。

答（行政 中川主幹） まず1点目のですね、最初から予測ができたものではないかというところにつきまして、当初は、新庁舎でのレイアウトのほうも不確定な中で、保管できるスペース、書庫のほうが5分の1になるということで、全庁挙げて5分の1に削減するような形で活動のほうを進めておりました。今までは、5分の1に削減するような形で各グループのご協力をいただきまして、文書の削減をさせていただいておりました。

次に、今、文書の電子化についての進捗等を含めてという御質問だったかと思えます。平成27年9月補正に、電子化委託を補正させていただきまして、年度末にかけて、まずは10年以上の保存年限のあるもので、電子化をしやすいものから始めさせていただいて、今年度につきましては、それとは別に、新たな課題として発生しました図面とかそういったものを電子化をしているという内容で、直近というか、私のほうで把握しておる内容としまして、130メートル強ぐらいの電子化のほうが進んでおる、済んでおるというところと、図面のほうについて継続して電子化をしております。以上になります。

問（5） 最終的にどうしたいのかを、簡潔に教えてもらえませんか。

答（行政 中川主幹） やはり計画のとおり文書の電子化につきましては、今年度末をもって完了できるような形で進めてまいりたいと思っております。

問（5） 文書の電子化が、今年度末に達成したいということなんですけれど

も、紙文書を廃棄し、最終的には電子化することだということで、その電子化終了後は、書庫がまた余ってきてしまうと思うんですけど、そのスペースが。紙を電子化しちゃうと、その保管した文書はもういらなくなって、廃棄していくと思うんですけど、その再利用というか、その辺はどう考えているのか。

答（行政 中川主幹） 文書の削減によって保管スペースに空きが出てくる、その利用方法についてという御質問だったと思います。現在、紙文書の削減を行っておりますが、今後についても、いろいろな書類、また、先ほど御説明させていただきましたが、権利関係で必要となってくるような書類というものは廃棄できませんので、そういったものを保管できるスペースとして、引き続き利用させていただきたいと思っております。

問（5） 有効的に活用してください。新庁舎に関連する補正予算、これは最後ということで認識してよろしいでしょうか。

答（行政 杉浦主幹） 関連する予算がこれ以上ありませんか、ということでございますけれども、今現在、2S活動を進めていく中で、不要になったものが、少しまだちょっと全体把握ができておりませんが、たくさん出そうなことが予測されますので、それにつきましての処分費を今後どのようにしていくか検討をしております。

問（5） 処分費ということですが、最初からそういうものは見込みができていたことだと思うので、当初予算のときにはこれぐらいの見積りが、仕方がない部分もあるんですけど、もう少ししっかりと計画を立てて、綿密にやっていただきたいと思います。

続いて、補正予算書の72ページの10款5項4目、勤労青少年ホーム土地測量業務委託料で275万5千円でございますが、9月16日に請求のあった住民投票の請求の要旨には、中央公民館の取り壊しによって、関連してくる高浜小学校等整備事業、これら一連の計画についても、計画の見直し等が指摘されております。そして、具体的に高浜小学校のプールは、まだまだ使用でき、解体はムダ遣いと言及されております。こういった指摘がなされている中で、これから住民投票が実施される状況で、今9月補正予算でプールが関係してくる勤労

青少年ホームの予算計上をするということは、どういった考えなのか教えてください。

答（こども未来部） この委託につきましては、勤労青少年ホームの跡地活用、これの事業者募集に向けての準備業務ということでございます。で、住民投票のことを、今、言われましたけれども、青少年ホームの跡地活用という考えは変わらないということ。それから、測量期間も、半年程度を時間的に要するということで、ここで上げさせていただきということでございます。

問（５） 勤労青少年ホームの跡地の活用は変わらないと。市が、計画で、案で思っているだけだと思うので、その辺は、まだ議会は承認しているわけではないと思います。で、住民投票の結果が出たあとの12月補正予算で計上してはどうかと私は思うんですが、この9月でわざわざ、その急いでやる必要性はないと考えるんですが、その点いかがですか。

答（こども未来部） 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、この委託の期間が、半年程度はかかるということで、ここで上げさせていただいたということでございます。

問（５） 今補正予算を取り消すことは、事務的には難しいと考えますが、予算執行は住民投票後でも遅くないと考えますので、その点、要望をさせていただきます。

また、中央公民館の存廃により関連してくることが多々あると思いますが、住民投票の結果によって、一連の公共施設計画の変更が生じたとしても、市に違約金等が出ることがないように、また、関連してくる商工会や業者等に対しても、その辺の手配や配慮等は、抜かりなくやっただいているんでしょうか、お伺いします。

答（こども未来部） 中央公民館につきましては、現在、仮契約を交わしたという状態でございます。で、仮契約の内容は、30日の全員協議会でも説明させていただきますけれども、こちらのほうから損害を極力生じないような形で、その辺の文言も盛り込んでおりますので、よろしく願いいたします。

問（５） 中央公民館はわかりました。その他の公共施設について、いかがでしょうか。

委員長 長谷川委員。今、議案第 58 号のこの補正についてですので、議案の範囲でお願いしたいと思います。

問（５） ただ、中央公民館の一連して関わってくる計画が、ホール機能とかプール関係、あると思うので、その辺、中央公民館を取り壊すことによってさまざまな、影響してくるところがあると思うんですけども、その点、配慮をどう手配してあるのかどうかを確認の意味で聞いております。

答（総務部） その他の公共施設ということでございますけれども、高浜小学校等整備事業につきましては、住民投票の結果を見て、議会とも御相談をしながら判断をしていくことになろうかと思っております。

問（５） その今の答弁からすると、市に、住民投票の結果がどちらになろうとも違約金等が出ない。また、関連してくる商工会や業者等にも抜かりなく手配もしてあるし、配慮もしてあるというふうに受け取ってよろしいか。

答（総務部） 中央公民館の関係と商工会の物件移転補償の関係につきましては、9月30日の全員協議会でその影響について、御報告・御説明させていただきますので、改めてその場で御質問いただければと思います。

問（５） 今、議員として質問しているんですけども、なぜ、全員協議会での回答となるんでしょうか。今、私、質問しているので、しっかり答えてもらわないといけないと思うんですが、その点、どうなんでしょう。

委員長 先ほど申しましたようにですね、内容が多岐にわたると。今、勤労青少年ホームの土地測量委託料についてということで、先ほども質問の内容ということで言っておりますので、それに沿った内容でお願いしたいと思います。

問（５） はい。じゃあ、あとでお伺いします。次にします。

委員長 ほかに。

問（７） 1つお伺いしたいんですけど、65ページの庁舎の件で、先ほど1メートル80センチメートルという高さのキャビネットという話なんですけれども、耐震設備、そこら辺のことは、避難所になっておりますので、そこら辺のことはその費用の中に含まれておるのか。また、どういった形で耐震というのか、キャビネットから書類等が飛び出さないようなかっこうのあれをやるのか。そこら辺、少しお伺いしたい。避難所として、もし地震やなんかが起きたとき

に、そういった書類が飛び出さないような形になっておるのか、倒れないような構造になっておるのか、そこら辺のことをお聞きしたいと思います。

答（行政 杉浦主幹） 家具の耐震化ということでございますけれども、今、入れる家具は大体、中の書類が飛び出てこないような工夫のされた、本体自体そうっております。それから、本体自体がですね、地震によって倒れてくるというところでございますけれども、それにつきましては壁等にですね、金具等で固定して耐震対策をしていくこととしております。

問（7） 今ある、多分キャビネットやなんかも使うと思うんですけれども、そこら辺の耐震だとか、家具が要するにずれないような形、どういう形でとっておみえになるのか、そこら辺も含めてお聞きしたかったんですけれど。

答（行政 杉浦主幹） 今ある家具につきましては、今度の庁舎に極力持ってまいりますけれども、市の中にあるキャビネットというか、90センチメートルぐらいの高さのものなんですけれども、これにつきましては、そもそも地震で揺すったときにですね、横にずれるということで、メーカーさんに確認したところ、それ自体倒れることはほぼないでしょうということで、特に固定は必要ないということで聞いておりますので、やはり背の高いものにつきましては、何らかの転倒対策のほうは、既存のものでもしてまいりたいと考えております。

問（7） その点はわかるんですけれど、例えば粘着テープみたいな両面テープですね、そういったものを下に、例えば置いて家具のずれというのか、そういったものをなくすのか、とにかく避難所として、地震のあと直ぐ活用できるような対策がとられておるのか、そこら辺のことをちょっとお聞きしたかったんですけれど、そこら辺は大丈夫ということでよろしいですか。

答（行政 杉浦主幹） 何事も100%ということはお答えできませんけれども、今、委員さんおっしゃられたような、極力、転ばないような工夫というのはしてまいりたいと考えております。

意（7） とにかく、この地区の避難所。待ちに待って、この庁舎自体が、建物自体が駄目だということで、避難所も兼用して建てられた庁舎ですので、とにかく地震後直ぐ使えるような形の設備なり、施設なりであってほしいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

委員長 ほかに。

問（3） 私も同じところで、65 ページの市庁舎・本庁舎整備事業、こちらのほうなんですけれども、先ほど、ちょっと5番委員もいろいろと伺ってありましたけれど、今回、市庁舎の本庁舎、新しくというところで書庫をいれるという、新しく買うということなんですけれども、三河高浜駅のほうのあちらのほうですかね、あちらのほうには、新しく書庫は入れないと。今回、補正で上がっていますので、これが書庫のものとしては、全体で最後という確認だけしたいんですけれども。

答（行政 中川主幹） 今回の保管庫の購入によって、全ての書類が保管できるかという部分につきましては、まだ少し乖離がございまして、各グループにおきましても文書の廃棄のほうを、協力をしていただかないと入らない状況がありますが、庁舎移転までにはですね、保管できるような形で削減のほうを協力いただきたいと、いただくように活動のほうを進めてまいります。

いきいき広場のほうにつきましては、購入のほうは予定をしております。

問（3） ちょっと念押しで申し訳ないんですけれども、この補正で、これと同じような補正は上がってくることはないっていう認識でいいんですか。

答（行政 中川主幹） 新たな保管庫の予算計上は、予定しておりません。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第58号の質疑を打ち切ります。

以上で付託された案件の質疑は終了いたしました。なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

① 議案第58号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第3回）

起立多数により、原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました案件の審査を終了いたします。

お諮りします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

2 報告及び連絡事項

委員長 本日、報告及び連絡事項はありません。

3 協議事項

委員長 本日、協議事項はありません。

4 その他

委員長 それでは、皆さんのほうで何かあれば願います。

問(13) 30日に全員協議会というお話も、先ほどあったかと思えますけれども、実は総括質疑の段階では、まだ、住民投票も確定していなかったという状況がありましたので、総括質疑での住民投票の補正予算に関して、本来質問すべきところではありますけれども、確定のない中で補正を上げられたということもありましたので、この場が適当だというふうには思っておおりませんけれども、ここ以外では聞く場がないのかなというふうで、選挙管理委員会の書

記長として、お答えをいただければというふうに思います。

一昨日でしたかね、9月21日の各新聞社、新聞に載っておりましたけれども、中央公民館が利用できるのは11月15日まで、これも廃止をしておりますのでその日程であると思いますけれども、投票日が廃止後の11月20日ということで確定したというお話であります。この投票日決定に至る選挙管理委員の事務の流れについて、確認の意味も含めてですね、時系列的な部分もあろうかと思えます。相手側とのやりとりもあろうかと思えますけれども、少し御説明をいただけないかなということをおもいます。

答（選挙管理委員会書記長） ただいまの御質問につきましては、全員協議会での案件に上げてごさいませんでしたので、この場をもってお答えをさせていただきます。時系列的にとということをごさいますけれども、今回は、6月20日の日に請求代表者証明書を交付いたしました。通常ならば、この日から1カ月間署名収集が行われるわけをごさいますけれども、参議院議員の通常選挙がございましたので、選挙期日の翌7月11日から8月10日までの1カ月間、署名収集が行われました。

請求代表者は、署名収集終了日の翌日から5日以内に署名簿を選挙管理委員会に提出して、審査を受けることになるわけをごさいますが、5日目の8月15日に署名簿が提出をされました。この際、選挙管理委員会の委員長宛に、中央公民館の取り壊しがなされる前、11月15日までに住民投票が実施できるよう、審査の迅速化を行ってくださいというような申し入れ書も、ほかの事項もございましたけれども、提出を受けました。

選挙管理委員会といたしましては、20日以内に署名簿の審査を行う必要があるわけをごさいますけれども、20日目に当たります9月4日に審査を終えまして、翌9月の5日から11日までの7日間、関係人の縦覧に供しました。この間、縦覧期間中に8件の異議申立てがございました。

参考までに申し上げますと、今回、約1万5千件の審査が必要でございましたが、昨年度、住民投票が行われました新城市が、約9,700件で20日間、小牧市が、約6千件で15日間を審査に要していますので、今回、新城市の1.5倍、小牧市の2.5倍の審査が必要な中で、署名簿の審査に20日間を要したことは、

御理解をいただければと思います。

ただし、異議の申し立てがあった場合、14日以内にその決定をしなければならぬわけでございますけれども、6日間、すなわち縦覧期間内にその決定を行いまして、異議の申し立てがなかった場合と同じ縦覧期間の翌日9月12日には、署名簿を請求代表者に返付をして、審査の迅速化に努めたところでございます。

また、請求代表者による本請求につきましては、署名簿の返付を受けた9月12日から5日以内に行うこととなっております、最終的には4日目の9月16日に本請求が行われましたので、条例の規定によりますと、本請求があつて、それを市長が受理して、選挙管理委員会に通知をした日。これは、同じ9月16日で行いましたけれども、その日から60日を経過した最初の日曜日ということになりますと、11月の20日になりますので、この日を投票日として、決定をいたした次第でございます。

問（13） 経緯がわかりましたし、選挙管理委員会が、真摯にしっかりとその業務をされたということもわかりましたが、先ほどの答弁の中で、請求代表者から11月15日までの住民投票を希望するとの申し入れがあったとのことでありまして、この中央公民館廃止前の11月15日までに住民投票が実施できるような検討とか、あるいは調整というものはされたのか、そのところをお聞かせいただきたいと思ひます。

答（選挙管理委員会書記長） ただいま、御質問いただきましたことにつきましては、請求代表者の方には、9月14日までに本請求が行われれば、先ほど申し上げました申し入れ書のとおり、11月の13日に住民投票が実施できるということにつきましては、9月の5日の日に、縦覧期間の初日でございますが、請求代表者の方お一人にお伝えをし、必要な書類をお渡しするとともに、2回目は、署名簿の返付を行いました9月の12日の前日の9月の11日に、私と主幹から請求代表者のお二人の方に、その旨お伝えをし、本請求に必要な書類をお渡しをいたしました。

また、9月の12日に、署名簿の返付式がございましたけれども、その際、改めて私のほうから請求代表者お三人の前で、お話をさせていただきました。

最終的には、先ほど申し上げましたが、11月の13日を投票日とする9月の14日までではなくて、9月の16日に本請求が行われました。この場合、市の条例によりますと、投票日が11月20日になるわけですが、その一方で11月15日までの、住民投票を希望される旨の申し入れがあったことや、御質問いただきましたように、中央公民館の廃止と投票日が前後すること。また、条例では13条1項、但し書きに、選挙管理委員会は、投票日を特段の事情があれば変更することができるという規定がございますので、こういったことも踏まえまして、投票日を検討する際の参考といたしまして、請求代表者お一人の方にそのあたりのお話をさせていただきました。その際、11月の20日を投票日とするということは、団体のほうの合意事項ということでございました。本請求をいつにするかというのは、返付を受けてから5日以内という期限内であれば、請求代表者の選択による部分でございますので、選挙管理委員会としては、条例本文の規定にのっとりまして、11月20日を投票日と決定した次第でございます。

意(13) ありがとうございます。私もですね、今回の請求をされてきている会の事務局と思われるブログも見させていただいておりますけれども、その中にも申し入れをして、それに対して回答が来てということや、20日を目指して、みたいなものがあったように思います。しかしながら、反面ではですね、選挙管理委員会がいわゆる当局側であり、何と申しますか、スピーディーな業務を行っていないような書き込みも見たような気もしております。

そういった部分も含めてですね、書記長にお伺いしたのは、今回、しっかりとこの請求事項に対して、選挙管理委員会が真摯に業務を果たしたというか、ここまでの間果たされてきたということを確認をしたかったものですから、ここで質問させていただきました。ありがとうございました。

委員長 ほかに。

問(6) ちょっと1点、確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、中央公民館の取り壊しに係る住民投票を前にして、最後の公共施設あり方検討特別委員会だと思っておりますので、投票に向けて市民に正確な情報を伝える必要が私としてはありますので、いくつか確認をさせていただきたいと思っております。

現在、住民投票で問題になっている中央公民館の取り壊しについて、当初の計画では、高浜小学校建設後の平成 32 年度に機能移転する予定になっていたものを、なぜ平成 28 年度に前倒しをして取り壊すのか、その全ての理由について再度、確認をさせていただきたいと思っておりますので、お伺いさせていただきます。

答（総務部） 今いただきました御質問につきましては、先日の決算特別委員会の中で、5 番委員から御質問いただいたことの繰り返しになりますけれども・・・。

意（13） 異議あり。発言をさせてください。総務部長、申し訳ないです。

住民投票が確定した現段階で、公明正大な形で情報提供をすべきと私は思います。どちら側の言い方、どちら側の聞き方ということで、偏りがあっても、ここは市民感情に対して逆なでする可能性もありますので、この場で、そのような形で行うことは適正ではないということを思います。以上です。

問（6） 私は、なぜ今この時期に、そういったことを説明させていただきかかったと言いますと、ほかのいろいろな団体のものやなんかを見させていただきますと、病院を移転。このことがですね、しっかりと私が聞いたときにはですね、病院に多大な費用が今後かかる。だから、そういったものを前倒しをすることによって、経費を削減ができると、そういったことがあって私も賛成をさせていただいておりますので、いろいろな資料を見ても、そういった言葉が出ているところと、出ていないところがありますので、その辺のところを確認をさせていただきたいということで、質問をしておりますので、よろしく願いいたします。

答（副市長） これまで、中央公民館の前倒しにつきましては、財政的な制約があつて前倒しをします。これは、確かであります。今さら申し上げるべきものではありませんが、26 年 6 月にお示しをした公共施設あり方計画（案）については、その巻末のところでも長期財政見通しで、平成 38 年度に基金が枯渇するということで、歳出のピークが超えられないということで、その後、私どもとしてもですね、これを超えるように中央公民館の前倒し以外にもですね、美術館の運営のあり方でありまして、扶助費、そういったものにメスを入れて、再度翌年、27 年 2 月に計画を再度、お示しをしたというものでありますので、

よろしく申し上げます。

問（６） 今の説明の中で、病院の取り壊しだとかいうことは、これは公共施設あり方検討特別委員会から外してしまったので、今、僕らもこの中で議論ができないんですけれども、実際に、前のときに中央公民館の前倒しに、条例廃止やなんかのときに私が賛成をせていただいたのは、その中で豊田分院の負担が大きい。そのことを前倒しをすることに、少しでも前倒しをすることによって、そういう費用が少なくなると、そういったことを聞いた記憶があるんですけれども、その辺のところは、とにかく病院は関係あるのかないのか、その辺のことを端的にお答えください。

答（副市長） 私が副市長を拝命する前から、病院の移転先は懸案事項であったことは間違いありません。ただ、公民館の跡地では時期が合わないということで、その案の中には浮上しておりませんでした。で、先ほど申し上げた平成 27 年 2 月に中央公民館の前倒しがですね、可能であるならば時期的にも合う。現分院の費用もかかる。じゃあとということで、それから半年かけて関係者の調整を行ってきて、平成 27 年 8 月に跡地利用の活用も含めて、御提案をさせていただきました。そういう経緯でございます。

問（６） それではしっかり確認させてください。豊田会の分院については、今回の取り壊しの中に、全然、影響があるのか、ないのか。その辺だけ再度。くどいようですけれども。

答（副市長） 中央公民館の前倒しに、豊田会の高浜分院の移転先が影響をしたということとはございません。その後の結果でございます。

問（６） ちょっと納得できませんけれども、病院は、たまたま 28 年の 11 月に（中央公民館の）取り壊しをする。これは、前倒しをするというのは、いわゆるたまたま、今の話じゃないんですけれども、病院を市民センターの跡地に建てるのが、決まっていなかったですね。だからそこへ、折角、市民センターの跡地が空くんだったら、そのところへ市民病院、いわゆる豊田会の分院を移転すれば、3 年間前倒しすることによって、豊田会の費用負担だとか、そういったことが減る、そういう理由じゃないんですか。

答（副市長） 今、委員おっしゃるのは、おっしゃるとおりでございます。で、

私が先ほど申し上げたかったのは、前倒しをするというのは、財政的な制約があったということで、前倒しをした。それが了ということであれば、時期的にも合ってくるので、豊田会の高浜分院の移転先として浮上いたしました。浮上しましたが、これはやはり、時期的な話がですね、大きく前倒しになりますので、商工会さんでありますとか、中央公民館の中に入っている店舗、利用者、それと土地のですね、賃借している土地もあります。そういった皆様のやはり調整というものが、当然、必要な時期がありましたので、そこに半年ほどかかって、ようやく平成 27 年 8 月に御提案できるような状況になったわけでございます。そういう意味では、そうすれば、分院の今かかっている費用が大きく圧縮できるだろうということは、おっしゃるとおりであります。

問（6） 最終的にですね、私が何を言いたいかっていいますと、とにかく、今、副市長が答えていただいたように、折角、市民センターの跡地が空くんだったら、そののところへ豊田会の分院を建てることによって、費用が圧縮できる。それで、私は賛成しておるわけです。その考え方について、私は再度、確認をさせていただきたいということと言わせていただきましたので、一応、豊田会の分院が市民センターの跡地活用として、そののところへ建てることに賛成だということで、私は取り壊しに賛成しておりますので、その辺の認識が違っているかどうかというのは、ちょっと一回、確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

答（副市長） 私どもですね、分院の移転先としてですね、新たな土地を求めるといふことになりますと、今、使っているグラウンド以外に一団の土地はございません。で、当然、全て新しく購入していくという話になりますので、中央公民館の跡地につきましても全部ではござませんが、やはり市の土地がありますので、その有効活用ということで進めさせていただいたものであります。

委員長 ほかに。

問（5） 私もその続きでありますけれども、先日、決算特別委員会のほうで委員長から、この公共施設あり方検討特別委員会の中で聞いてくださいということだったので、お聞かせ願いたいと思うんですけれども、今、副市長の答弁にあったように、中央公民館を取り壊すのは、中央公民館を平成 28 年度に取り

壊して、その跡地に病院がくる。その案を初めて示したのは、初めて議会に示したのは、平成 27 年 8 月ということで、よろしいですよ。

答（副市長） おっしゃるとおりであります。

問（5） 我々議員のほうに、中央公民館の取り壊しが平成 27 年 8 月に初めて示されて、その後、同じ内容が平成 27 年 11 月に市民の方に示されたと。その後、平成 28 年 3 月に、その件に関して議会で議決をしたと、こういった流れでよろしいでしょうか。

答（副市長） 私どもですね、ちょっと大まかというような時系列で説明をさせていただきたいと思いますが、平成 26 年の 6 月には、このあり方計画（案）をお示しをしたときに、中央公民館のホールについては、第 2 次推進プランの期間中の平成 30 年度から 33 年度の間で機能移転をしますということを示しております。で、機能移転ということはですね、現施設は廃止。仮に中央公民館が新しい施設であれば、転用ということは考えられますが、それは年数からいって難しい。そうなれば跡地活用ということを考えれば、取り壊しというのは当然ということで、一連のものというふうに捉えております。

問（5） ただ、中央公民館は、平成 30 年度から平成 33 年度に機能移転をするという案は、そのときに示されたと思うんですけど、そこで、その後の経過はそこで考えると、そこ、廃止までは出ていなかったと、廃止も含めて考えるということだったと思うんですけど、そこで、平成 27 年の 2 月にその辺の説明が、議事録でいえば 3 行なんですけれども、そのまま申し上げると「次に中央公民館でございます。平成 29 年度までに今後の中央公民館のあり方を検討し、機能移転を図ります。推進プランでは、中央公民館は平成 30 年度から平成 33 年度にかけて機能移転を予定していたものを、前倒しをするというものです。このことにより、指定管理者にかかる費用を削減するというものでございます」

平成 27 年 2 月にこの 3 行の説明しかなかったということですので、その辺はしっかりと認識をしておいてください。この 3 行で市民の方がどう受け取るか、それは市民の方の判断に任せていきたいと思いますが、先ほど私が申し上げたように、平成 27 年 8 月に、28 年度に中央公民館を取り壊すということが初めて議会で示されて、その同じ内容が平成 27 年 11 月に市民の方に示

されたと。そして議会のほうでは、平成 28 年 3 月にそのことが議決されたということで、間違いないですね。

答（副市長） 時系列的には、おっしゃるとおりでございます。

問（5） わかりました。その点は、しっかり確認できたのでいいです。

次に、住民投票の本請求がありましたと。そこでお伺いしたいんですけども、中央公民館の取り壊しなど、公共施設計画を推進しているのが総務部でございます。また、住民投票を所管する選挙管理委員会の書記長も総務部でございます。こうしたことで、どうやって中立性を担保していくのか、その辺をお答えください。

答（総務部） 今、公共施設を推進しておりますのは、総務部の行政グループでございます。その中にいろいろな事業を持っております。一方で、選挙管理委員会の書記長も兼ねております。そこは、御質問のとおりでございますけれども、選挙管理委員会といたしましては、そこは執行部から離れて中立性を確保する必要性がございますので、そこは、それぞれの職務を自ら認識して、今も業務に当たっているところでございます。

問（5） 外から見て、それが客観性で中立が保たれているのかということが重要になると思うので、その辺はしっかりと認識して、自己を律して、しっかりやっていただきたいと思うんですけども、議会の一連の公共施設に係る答弁というのは、市長部局の意思として、総務部長がこれまで答弁してきておるんですけども、これからはこの住民投票、法整備があったということで、だれが答弁するのか、確認いたします。

答（総務部） 基本は、それぞれ施設所管部局が御答弁を申し上げることになりますし、選挙管理委員会に関することであれば、私または主幹が御答弁を申し上げることになります。

問（5） 選挙管理委員会は、市長部局とは独立した機関でありますので、偏りや思い込み等ないように、中立・公正・公平の住民投票の運営をよろしくお願いいたします。

あと、最後にもう 1 点ですけど、先ほど私、質問して、全員協議会だから答えられないというのがあったんですけど、その全員協議会の内容を私、受

けてないんですけれど。どういう説明があるとか、そういった通知があれば、今回、質問しないでおこうというふうに判断できるんですけれども、その通知もなく、で、勝手にその全員協議会で話すということになってるんですけれど、その辺どうなんでしょうか。

答（総務部） 説明が前後いたしまして、大変申し訳ございませんでしたけれども、全員協議会の通知につきましては、きょう差し上げる予定でございました。委員のお手元に渡っていなかったということでございますが、執行部側としてはその旨、予定をしておりましたので、そのように答弁をさせていただきました。

問（5） 住民の代表である議員が、今、聞いているんですけれど、そこは答えてもらえないと困ると思うんです。だから、もう一度質問いたしますけれど、中央公民館の存廃によって関連してくることがやっぱり、多々あると思いますけれども、住民投票の結果によって、一連の公共施設の変更が生じたとしても、市に違約金等が出ないように、また、関連してくる商工会や業者等に対しても、その辺の手配や配慮等が抜かりなくやっていたか、その点をお答えください。

答（市長） 逆のお立場になればわかると思いますが、一般の社会通念上、仕事を請ける側になって、立っていただければですね、全く影響がないっていうことはありえないということでございます。これは当たり前ですよ。加えてですね、こういう自治体の運営上、全てのことを例えば、住民投票の結果を待って全ての事業を凍結したら、そこにおける影響も大きいということでございますので、その範疇で、できる限り影響がないような形で進めようとしておるところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

問（5） その点は当たり前だと思うんですけれど、その点の手配や配慮等どうしたのかと聞いたので、その答弁は当然だと思います。そこを、具体的にどういうふうにしているのか、そこまでお答えください。

答（副市長） 一般的にですね、進めるときに私のほうとしては、この住民投票の結果が出るまでは、業者の方には動いていただくことはありませんということで、進めていこうと思っておったんですが、業者側のほうから、仮に市の

ほうから依頼をされた事項がもしあったとして、それについてやった場合に、それも請求できないということでは、これは不合理ではないかという御提案をいただきましたので、市側のほうから何らかのアクションを起こさなければ、今のところ違約金、最後のところは多少出てくるかもわかりませんが、現段階で、市のほうが受注業者のところに何かをやってくれということは申し上げておりませんので、その辺の費用発生はないというふうに考えております。意（５） わかりました。市のほうから依頼しておることはないということで確認しましたので、その点、確認できたので質問を終わらせていただきます。委員長 ほかに。

問（６） あと２点ほど、ちょっと確認をさせてください。中央公民館の取り壊しに係る住民投票は、高浜小学校の建設、病院の建設など、結果によっては、どこまでの影響があると考えているのか、お聞きしたいと思います。

答（総務部） ただいまの御質問につきましては、先ほどの御答弁とも重複をいたしますけれども、住民投票の結果を見まして、そこは議会とも御相談をして、判断をしていきたいと考えております。

問（６） 結果を見てみなければわからない、当然の話でございますけれども、もう１つですね、多くの署名が集まって住民投票にまでいたった原因をどのように考えているのか。こうした混乱を招いたことは、どのように考えておみえになるのか、お伺いしたいと思います。

答（副市長） 今議会のですね、杉浦康憲委員の一般質問で、私がお答えしたとおりであります。結果的に市民の皆様に関心を喚起できなかったということは、大いに反省をしておるということでございます。

意（６） ここで、しっかりお願いしたいと思いますけれども、今まで、私も市民の方に対して、丁寧な説明をしていただきたいと、そういったことを申し上げてまいりましたけれども、今後、特にですね、今から１１月の２０日が住民投票の投票日だと、そういう話ですので、ぜひ市民の方に、多くの方が投票にいらして、それで市の計画をしっかりと説明をしていただいて、市民の皆さん方に理解を得ていただくような、そういう取り組みをしていただきたいと思います。私も先ほど、確認させていただきましたように、市民センター

の跡地に病院がくることによって、市の経費がかなり圧縮できると、そういったことをしっかりと説明をさせていただいて、市民の皆様を理解を得たいと思っていますので、よろしく願いをいたします。

委員長 ほかに。

問(13) 1つだけ、全員協議会をやっていただけのことですので、あれなんですけれども、あまりほかの委員さんが言われますんで、私も一言だけ言わせていただきますけれども、現実、この申し入れがやっぱりあったのかもしれないませんが、住民投票がほぼ確定という状況の中で、中央公民館の取り壊しに関しては、結果がでるまで凍結するというような答弁ですが、そういうような話が新聞記事にも載ったかというふうに思います。

これに関しましては、議決事項ですよ、廃止に関しても、取り壊し予算に関しても。これは議会に対して、行政側から今度の全員協議会でもあるのかもしれないかもしれませんが、今に至って話がなく、それが新聞によって我々は知り得たという部分に関しては、これは非常に問題があるということを思っております。多分、ほかの議員さんもみんなそうだと思います。ここのところでは、やっぱり配慮的に足りないということが、今回のこの、その他の事項でこれだけ質疑が出てしまうという状況に繋がっているのかなという気もいたします。

その辺に対して一言、経緯・経過は今、私が言ったような話だと思いますけれども、凍結に当たったのことにに関して、30日できちんと説明があるなら、そこで説明があるということをここで御答弁いただきたいというふうに思います。

答(こども未来部) 今の質問でございますけれども、30日の全員協議会のほうでもお答えのほうをさせていただきますけれども、今言われましたように8月の15日、高浜の住民自治をめざす会より、住民投票に必要な署名数を上回る署名簿が提出されたということでございます。

住民投票条例ではですね、市長だけでなく、議会のほうも住民投票の結果を尊重しなければならないというふうにされております。そうした中で、尊重すべきことは議会のほうも御承知されていることを踏まえまして、投票の結果が明らかになるまで、取り壊しについて延期をするとういう旨の回答をしたという経緯でございます。

意（13） 高浜、始まって以来の住民投票ということ。それから、今回の住民投票における設問が、議決事項であるということというのは、これは特異な例なのか、初めての例なのか、今後まだあるのかもわかりませんが、これはいい意味で、この住民投票の条例があるまちでありますので、常設型ですの
でいつ起こるのかもわからないわけです。そういった部分で、我々もですね、行政側と議会と、しっかりと「こういうときにはこうしていくんだ」というシミュレーションもやっていくことも必要なのかなというところも思いますので、住民投票が終わってからもいいですけども、一度しっかりと検証をしていただきたいということを要望させていただきたいと思います。

答（副市長） 情報提供が遅れたことにつきましては、真摯にお詫びを申し上げたいというように思います。この件につきましてはですね、議決事件は重いという中で、顧問弁護士からの御意見も斟酌しながら、市長の高度な政治判断であったということに御理解いただきたいと思います。

委員長 ほかに。

問（12） 今、病院の問題が出てますので、ちょっとお聞きしたいんですが、ここ高浜の地域は南部西医療圏ですか、に入っていると思うんですが、その関係では、衣浦東部保健所というのが愛知県の中であるようですが、その保健所のほうから長期療養型のベッド数が今百十いくつですか、多すぎるということ
で・・・。

委員長 すいません、内藤委員。先ほど質疑された人たちは、その病院の中身については質疑をされていませんので、公共施設の中では一応、病院は外して
いますので、よろしく願いいたします。

問（12） ここでそうしますと、病院のことについては聞けるんでしょうか。

答（副市長） これまでもですね、病院のことに対して進展があった場合は、全員協議会のところで、私等も説明しております。ぜひ、その場でお願いを
したいというふうに思います。

委員長 よろしいでしょうか。ほかに。

質 疑 な し

委員長 はい、ほかにないようでしたら、私のほうから1点、お願いいたします。次回の公共施設あり方検討特別委員会については、日程が決まり次第、連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

市長挨拶。

委員長 以上をもちまして、公共施設あり方検討特別委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

閉会 午前11時7分

公共施設あり方検討特別委員会 委員長

公共施設あり方検討特別委員会 副委員長